

第7回教育委員会会議

1 日時 令和5年5月26日（金曜日）午後3時30分～午後5時10分

2 場所 大阪市役所本庁舎屋上階 P 1 共通会議室

3 出席者

多田 勝哉 教育長

森末 尚孝 教育長職務代理人

平井 正朗 教育長職務代理人

大竹 伸一 委員

栗林 澄夫 委員

藤巻 幸嗣 教育次長

稲嶺 一夫 中央区担当教育次長

福山 英利 教育監

川本 祥生 総務部長

松浦 令 政策推進担当部長

近藤 律子 学校環境整備担当部長

上原 進 教務部長

飯田 明子 生涯学習部長

大西 啓嗣 指導部長

本 教宏 第1教育ブロック担当部長

村川 智和 総務課長

有上 裕美 連絡調整担当課長

笹田 愛子 学校適正配置担当課長

中野 泰志 教職員服務・監察担当課長

乗京 慎二 初等・中学校教育担当課長

比嘉 直子 生涯学習担当課長

小花 浩文 首席指導主事

伊藤 純治 教育政策課長

柳澤 成憲 教育政策課長代理

ほか指導主事、担当課長、担当係員

4 次第

(1) 教育長より開会を宣言

(2) 教育長より会議録署名者に平井委員を指名

(3) 案件

議案第49号 児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会委員の委嘱について

議案第50号 審査請求に対する裁決案について

議案第51号 職員の人事について

議案第52号 職員の人事について

報告第16号 児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会の報告書にかかる今後の対応について

報告第17号 令和4年度 争訟事務の委任に係る報告について

報告第18号 職員の人事について

報告第19号 職員の人事について

協議題第10号 令和4年度局運営方針振り返りの報告ならびに教育行政点検評価報告書の作成について

協議題第11号 「識字・日本語教育基本方針」について

協議題第12号 第41回大阪市学校適正配置審議会の報告等について

なお、議案第51号、第52号、報告第18号については、会議規則第7条第1項第2号に該当することにより、報告第17号については、会議規則第7条第1項第2号及び第5号に該当することにより、報告第19号、協議題第10号から第12号については、会議規則第7条第1項第5号に該当することにより、採決の結果、委員全員異議なく非公開として審議することを決定した。

(4) 議事要旨

議案第49号「児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会委員の委嘱について」を上程。

川本総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

令和5年6月1日付で1名の弁護士に委員を委嘱するものである。今回委嘱する方は、京都第一法律事務所に在籍される細田梨恵弁護士である。細田弁護士は、京都弁護士会の子どもの権利委員会に所属し、子どもの権利に関わる幅広い見識を持っており、また、いじめをはじめとする子どもの権利に関わる事案の対応経験が豊富である。また、この第三者委員会の専門委員として活動した経験もあるので、適任であると考えている。委員の任期については、児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会規則第3条第1項で2年間と定めているため、委嘱期間は令和5年6月1日から令和7年5月31日までとする。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

報告第16号「児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会

の報告書に係る今後の対応について」を上程。

本第1教育ブロック担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

事案の概要等としては、令和3年7月20日に、当時中学3年生だった本件生徒の保護者から、本件生徒が令和元年5月以降、学校においていじめを受けていた旨、以下の申出がなされた。主だったものを説明すると、1年生の出来事で、本件学校の宿泊行事の際、関係生徒Aから「きもい」と言われ、頬をたたかれるなどした、関係生徒Bから、誤った部活動の開始時間を教えられたため遅刻をしたが、その後悪口を言われたなどである。3年生の出来事としては、関係生徒Cから始業式の日に、「一緒のクラスで嫌や、最悪」などと言われた、関係生徒Hから、早退する際、「病みアピールかよ、私のほうがしんどい」などと言われた、などである。なお、本件生徒は申出の後、令和3年8月25日付で近隣の中学校へ転校しており、その後重大事態として令和3年9月28日、市長への報告を行った。

教育委員会から第三者委員会への諮問事項としては、調査事案に係る事実関係の調査、いじめに該当する事実の有無、重大事態の該当性、学校及び教育委員会の対応の検証及び分析、是正及び再発防止のための必要な措置の検討となっている。第三者委員会については、令和3年12月27日、第1回部会が開催され、11回の審議を経て、去る令和5年5月15日、調査報告書が手交された。

報告書の内容であるが、まず、いじめの認定として、本件生徒が1年の際、部活動におけるトラブルを契機として、周囲の生徒が遅刻した本件生徒を責め立てたことや、関係生徒Aについて、学級担任が席替えをした対応以降も、本件生徒に対し「殺す」などの暴言を吐いたことについて、いじめに該当するとされる。上記以外の申出については、本調査において事実を認めるには至らなかったとされている。また、本件生徒は、1年の3学期頃から不登校傾向となっていたが、いじめと不登校の因果関係としても、本件生徒が長期継続して欠席するようになったのは、1年生である令和2年1月以降であり、上記のいじめの認定時期と数か月の時間的な間隔があるため、直接的な因果関係を肯定することはできないと判断せざるを得ず、重大事態に該当するとの認定は困難であるとされている。次に、学校の対応につ

いて、当該校の当時の対応について、4点課題として指摘がなされている。まず、1年生時における部活動でのトラブル対応に問題があること。当該トラブルの経緯等について、丁寧に調査を行うべきであったこと。ともに、関係教職員間で連携を行い、後の経過を見守る必要があったと考えるとされている。2番目としては、本件生徒及び保護者からの申告に対し、何ら対応を取らなかったこと。本件生徒や本件保護者から関係生徒に対して、指導しないしてほしい旨の申出があったため指導を行っていなかったが、本件生徒に対し、関係生徒へ指導する旨の同意を得るよう説得すべきであり、教員間で申告内容を共有すべきであったとされている。3番目としては、いじめの対応において、心理的専門家が関与する体制が取られていなかったこと。当時、スクールカウンセラー等の専門的知見が反映される体制が取られていなかったとされている。4番目としては、不登校児童生徒に対する対応が形式的であったこと。不登校の要因や背景を的確に把握した上で、効果的な支援を充実させ、多様な教育機会を確保すべきであった旨、述べられている。

第三者委員会からの提言としては、今回はいじめと不登校の直接的な因果関係を肯定することはできなかったが、いじめや不登校でつらい思いをしている生徒のそばに立ち、提言を示すとした上で、いじめに該当し得る事案を認知した際の対応について、学校内において再度協議及び体制を構築し直すことなど、6点が述べられている。提言を受けた対応としては、今回の報告書における提言の内容については、既に教育委員会において実施していることから、引き続き継続した取組を進めるとともに、調査報告書の内容について、小中学校の校長に周知し、大阪市いじめ対策基本方針の徹底について再度注意喚起を促すとともに、調査報告書の内容について、教育委員会事務局担当指導主事等に対し、再発防止に向けた情報共有を行うことを考えている。

質疑の概要は次のとおりである。

【多田教育委員長】 報告書の内容を踏まえて、改めて取組を学校と一体となって進めていくということかと思っておりますので、その旨、しっかりと取り組んでいただきたいと

考えております。

議案第 50 号「審査請求に対する裁決案について」を上程。

松浦政策推進担当部長、大西指導部長からの説明要旨は次のとおりである。

事案の概要について、令和 4 年 1 月 31 日に、請求人から、大阪市立の高等学校の府への移管に際し、子どもの最善の利益の考慮（子どもの権利条約 3 条）、意見表明権（条約 12 条）の機会付与が分かる文書を求める公開請求があった。教育委員会は、府への移管については、大阪市会及び大阪府議会において、関連条例の改正案が可決されたことにより決定したものであり、入学者選抜に関する説明会や保護者向けの文書送付による周知などにより丁寧な説明を行い、請求内容に係る公文書が存在していないため、不存在による非公開決定を行った。この決定に対し、請求人より教育委員会に対し、令和 4 年 3 月 31 日に、本件決定を不服として審査請求がなされたことから、審査庁である教育委員会が第三者機関である、大阪市情報公開審査会に諮問を行った事案である。大阪市情報公開審査会からは、本件決定は妥当であるとの答申がなされた。

答申記載の争点と理由について、請求人は、大阪市立の高等学校の府への移管により、教育内容や教育環境等に大きな影響が生じることを前提として、子どもの権利条約の規定を引用し、該当する公文書が当然に保管されているとして、本件決定の取り消しを求めている。これに対して教育委員会は、今回の移管については、基本的に現状のまま移管され、子どもにとって大きな影響が生じるものではなかったことから、生徒の保護者等、関係者への説明のみを行い、在校生徒への意見表明の機会の付与は行っておらず、ゆえに請求に係る公文書は存在しないと主張している。移管計画によると、対象学校については基本的には現状のまま移管することとされており、教育委員会が今回の移管によって教育の内容等に大きな変更が生ずる性質のものではないと認識し、子どもの権利条約に基づく取扱いを行っていないことから、請求に係る公文書が存在しないとする説明には、特段不自然不合理な点は認められない。したがって、教育委員会の決定は妥当であるとされた。

答申を受けての審査庁としての裁決案として、本件審査請求を棄却することとしたい。

質疑の概要は次のとおりである。

【森末委員】 審査請求人は、この高校移管について、反対の立場から考えておられるのですけれど、それはいいのですが、今回は、あくまで公開請求ですよ。では何を公開せよと求めているのかというと、子どもの権利条約の最善の利益の考慮と意見表明権の機会が付与されたかどうか分かる文書であると、これに尽きますよね。

【松浦政策推進担当部長】 はい。

【森末委員】 これについては、どんな文書かということを請求人に対して、かなり聞いたかたのしょうか。

【松浦政策推進担当部長】 いいえ、この文章どおりで判断をさせていただいております。

【森末委員】 そうですか。それはそれで不存在ですから、それ以上言うことはないのですけれどね。ただ、これが影響するかどうかにかかわらず、やはり子どもにどのような影響があるかとかいうことについては、恐らく内部の文書とか、あるのはあるのだと思います。要するに、高校移管による影響がないよということで、文書はあるのではないかと思います。が、そうすると、そのようなものを対象にしているのだという主張もなかったということですか。

【松浦政策推進担当部長】 どちらかということ意見表明の権利をどう保障したかというところだったと認識をしております。

【森末委員】 そうですか。ないものはないということで、結論はそうなのですが、本当にないのかなというのが、多分、次の問題なのかもしれませんけれど。

【栗林委員】 森末先生は心配しておられているのだと思うのですけれど、ただ、この論述のキーからすると、請求が出されて、その請求を議論して、子どもの利益に還元できるような問題としてポイント化していきたいというのが、その請求人のももとの論点にある

のではないかと思うのですね。森末先生が今、ご指摘になっているのは、そういう関連する
と考えられるものはあるのではないかということですけれども、これは判断の論点からする
と、言われているとおりで、それ以上のことを請求しても無理ではないかなと私自身は読ま
せていただきました。例えば何か関連づけられるものが、誰かが判断をして、こういうもの
はあるよと、ただ、ものがないとやはり言えないと思うのですよね。出てきてからの話で、
これ以上のことは、子どもの権利を保障していくというのは、これはもう当然のことで当た
り前のことですが、そこにもう結びつくような論点にまで、少なくともこの議論の中だ
けでは、森末先生が、ないというのは仕方がないとおっしゃっています。それ以上のことは、
どうして論点ができるのかなというように読ませてもらいましたけれど。

【森末委員】 はい。正直言うと、文書がないと書けば済む話かなと思っています。裁
決では、ないことが不自然ではない理由についてとうとうと述べられているので、逆にそん
な必要があるのかなという観点も実はありましてね。影響がないと考えているから、そうい
う文書はないのが当たり前だということで、こういうふうにそこまで書かなくても、ないも
のではないという、それが不自然というものですので、逆にそんなふうにと書くと、何か隠して
いるのではないかと思われたりするのです。逆にそういう意味では、請求されている文書が何
なのかというのを特定した上で、ないと言えは済むのかなと思ったので、少し聞きました。
裁決書の理由が、ないことはうそではないよ、不自然ではないよ、みたいなことを言い訳み
たいに書かれているので、そんな必要はないのではないかとはい思いました、ということです、
実は。

【栗林委員】 なるほど。

【森末委員】 はい。

【松浦政策推進担当部長】 審査会からは、なぜないのかというところの理由を聞かれ
て、説明して、審査会的にはその理由で納得ですということですので、おっしゃるように、
我々もないものはないので、ということですけれども、その説明はした上で、ないことにも
特段不自然なところはないということであると考えています。教育委員会がないと考えてい

るところも、特段不自然なところはないですよという意見を審査会からいただきましたので、一応それを理由にさせていただいているというところでございます。

【森末委員】 そうですね。分かりました。審査会としては、ない理由を何か述べよということは、本意としては何を聞いているのかなと。要するに、特定されていないではないかということを聞いているのかなと思ったりしていたのです。逆に、審査会がそう言ったからといって、裁決は教育委員会がしますよね。ですから、そういうことは、あまりこの理由に捉われなくても、ないものはないでいいのかなというふうなことは思いました。本当はそれでいいと思うのですが、ただ従前から、審査会の意見を全体に取り入れていっているでしょうから、少し何だかなと思ったのが、今さっきの質問の趣旨でございました。

【大竹委員】 直接的ではないのですが、過去にこういった意見表明権とか、そういうことで何か聞いたというような例というのはあるのですか。

【松浦政策推進担当部長】 子どもに対してということですね。

【大竹委員】 ええ。ここに書いてあるような条約 12 条とか。

【松浦政策推進担当部長】 高校移管以外でいうところでしょうか。

【大竹委員】 はい。

【松浦政策推進担当部長】 機会を付与したというのを聞いた記憶はないです。

【大竹委員】 だから、請求人のほうは、なぜこう言ったのですか。過去をあまり知られていないということだと、それをわざわざ持ち出してくるということが私もよく分かりません。何か別に意図があるのか、ないのかというところは、先ほど森末委員が言ったように少し気になります。ないということでもいいと思いますが。いろいろ細かいところを聞いて何かをしようとしているのか、請求人は何を意図されておられるのかということが、分からないとは思いますが、少しそこの辺りだけ気にはなるなということです。

【森末委員】 そうですね。そのないことの、もう補足ですね。機会の付与をしたかどうかといえば、していないはずですが。要するに生徒に対してアンケートを取ったりして、いや移管するけれど、どう思いますかという、多分そういうアンケートで答えがあったら、多

分これ当たるかも分かりませんが、そういうことはしていませんよね。問題は、その前段が分からないのです。最善の利益の考慮に関する文書と、これは少し書き方がおかしいですけど。仮にそうなら、大阪市としては、移管しても生徒にとっては不利益になりませんよということについて、調査や検討をしているはずですので、それが当たるといえば当たるとかなと思ったのです。けれども、多分請求人からそこまでの請求がされていなくて、すぐ意見表明のところに行っているんで、要するに自分の見解を述べたいということです。何かただ、本当は、その公開請求に対する事務としては、この書いている請求の文書は何を求めているのですかというところをきっちり捉えた上で、その両方ともありませんということ言えば、もうそれだけで済んでしまう話であって、別に審査会から、ない理由を説明してくださいと言われても、説明するものにも、ないものはないですと、こういうことで、裁決書もこの特定された文書については存在していない、終わり、これでいいとは思いますが。ちょっと、あまりこういうことを書き出すと何か言い訳じみているのではというのがあります。ただ、最終的にはこれでいいですけど、ということです。

【松浦政策推進担当部長】 はい。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

協議題第10号「令和4年度局運営方針振り返りの報告ならびに教育行政点検評価報告書の作成について」を上程。

松浦政策推進担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

令和4年度については、教育振興基本計画の基本理念や3つの最重要目標に沿って、局の目標や局運営の基本的な考え方を掲げ、その下の重点的に取り組む主な経営課題として最重要目標の達成に向けた戦略や具体的な取組を策定し、取組を進めてきた。事務局の自己評価について、取組成果等として、31項目の施策に取り組み、11項目について目標を達成し、20項目について達成ができなかった。解決すべき課題と今後の改善方向に関しては、安全安心

な教育の推進では、大阪市いじめ対策基本方針に基づく対処を図り、学校安心ルールの徹底、そして ICT やいじめ第三者委員会の活用を行うなど、いじめの未然防止、早期発見に向けた対応を行うこと、子ども 1 人 1 人に寄り添った不登校要因への対応や、学習機会の確保に向けて取り組むこととしている。未来を切り開く学力・体力の向上では、支援チームによる学校訪問を通じて教員の指導力の向上に取り組むこと、また、子どもの体力づくり強化プランに基づき、各取組を進め、運動習慣の定着を図ることとしている。学びを支える教育環境の実現では、ICT を活用して、個別最適な学びや協働的な学びの実現、子どもの理解を深めること、働き方改革を推進し、教員が働きやすい環境の整備に取り組んでいくことなどとしている。この令和 4 年度の局運営方針の振り返りについては、本日、教育委員の皆様にご依頼をする、教育行政点検評価報告書を作成するに当たり、資料としていただくものである。

続いて、教育行政点検評価について、地教行法及び教育行政基本条例により、教育委員の皆様のご取組、活動の状況等について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書の作成、公表が定められている。報告書の構成については、昨年度と同様に、施策ごとの点検評価から外部有識者による講評までの 5 つの柱での構成を考えている。また、作成の進め方に、報告書の作成スケジュールを示している。ついては、委員の皆様には例年と同様に、次の 2 点について作成をお願いしたいと考える。1 点目として、局運営方針の自己評価を元に点検評価を行い、意見等があれば、令和 4 年度局運営方針自己評価についてのコメントシートに記入をしてほしい。参考として局運営方針の見方をつけている。意見等がない場合は、このシートは提出する必要はない。2 点目として、教育振興基本計画に掲げた目標達成に向けて行った委員の皆様のご取組や活動の状況等について、令和 4 年度に教育委員として行った取組等についての点検評価シートの作成をお願いしたい。

質疑の概要は次のとおりである。

【多田教育長】 例年、この時期に大変ご負担をおかけいたしますけれども、よろしく
お願いしたいと思います。計画も、1 年が過ぎて今年は 2 年目ですので、また新しい市

長の下で、中間的な見直しも行っていこうと思っておりますので、その際にも、そのご意見をいただければと思っております。

報告第 17 号「令和 4 年度 争訟事務の委任に係る報告について」を上程。

川本総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本件は、訴訟事務委任規則第 1 条の規定により、教育長に委任された争訟に関する事務を、同規則第 2 条により、前年度における事務の管理及び執行の状況を教育委員会会議に報告するものである。例年この時期に、前年度末の状況を会議で報告しており、本日も報告するのは、裁判と人事委員会の審査を合わせて 14 件である。内訳は、終結したものが 2 件、継続しているものが 12 件である。

まず裁判所関係の終結事案について、市立中学校に勤務していた主務教諭が、懲戒処分を受けたことに対して、本件処分の取消しと執行停止申立てをまとめたものである。二つ目が、第一審として執行申立てを却下する判決があり、これを不服として抗告を行ったものが一つ目である。第一審判決を維持するとして、抗告を却下する判決があり、判決が確定している。なお、懲戒処分の取消しについては、第一審で継続している。続いて、三つ目について、市立中学校に勤務していた教員が、懲戒処分を受け、この処分の取消しを求めているものである。事前の人事委員会での審査請求では、令和 2 年 6 月に原処分を承認する裁決が出ており、判決においても原告の請求が棄却されているが、原告は判決を不服として控訴をしている。続いて、人事委員会関係の終結事案について、市立小学校の講師が、懲戒処分を受けていたところ、処分不服として審査請求をしていたが、令和 5 年 3 月 22 日付、原処分を容認する裁決をもって終了、終結している。

質疑の概要は次のとおりである。

【森末委員】 3 ページにある No. 1 と 2 ですが、文言だけの話ですが、これは、決定ですよ。決定というのを書いていませんので。

【川本総務部長】 申し訳ございません。決定でございます。

【森末委員】 これは書いておいてください。それから 6 ページの No. 7、平成 28 年 10 月 20 日は、もう 7 年近くなりますが、No. 7 は審査請求ですけれど、なぜこんなに長いのですか。

【有上連絡調整担当課長】 請求者から証拠立証の方法が示されておらず、請求者側の事情で準備手続を欠席するようなことが続き、なかなか進まず、一旦審査の打切りということで通知はされておりまして、最終的な裁決を待っている状況でございます。

【森末委員】 あまりに長いと思いましたが、理由が分かりました。早く迅速にすると
いう審査請求の目的が何だという話が出ますが、そういうことならいいです。ほかに、市長が所管する損害賠償事件は特に言うべきことではないですけれど、特定の弁護士事務所はかなり集中していますよね。皆さん、大変ではないかと思ったりはしますが、それは主な報告事項ということではありませんけれど、これだけ集中していたら大変だなと思いました。

協議題第 11 号「『識字・日本語教育基本方針』について」を上程。

飯田生涯学習部長からの説明要旨は次のとおりである。

「識字・日本語教育基本方針」については、2 月 14 日の教育委員会会議において、今年度秋を目途に策定すること、また骨子案について説明をさせていただいたところである。本日は、その際にご意見をいただいた、施策の対象をどのように考えるのかという点について説明しご協議いただくとともに、この間、有識者の方から意見を伺う中での修正点等についても説明させていただきたいと考えている。なお、基本方針を文章化した素案の案については、来月の教育委員会会議で示させていただければと考えている。

まず、2 月にお示しした骨子案からの変更点は大きく 2 点あるが、1 点目は主に、基本方針の位置づけに関するものである。2 月にお示しした際には、主に国においては日本語教育推進法の公布・施行、本市においては多文化共生指針と生涯学習大阪計画を関連する法令等として掲げていたが、実は古いものになるが、本市においては平成 5 年に大阪市識字施策推

進指針を策定しており、その基本的な理念については、現在にも引き継がれるものであること。また、その理念と通ずるものとして、国では教育機会確保法が制定されていることなども、基本方針には盛り込むべきとの有識者の方からの意見をいただいたことから、これらについて位置づけをしていくということに改めたいと考える。また、これに関連して、第2章の「識字・日本語教育を取り巻く現状」「3 大阪市における状況」において、大阪市の中学校夜間学級の状況についても触れていきたいと考える。もう1点の変更点は、基本方針における目標に関して、第3章の1について、骨子案では、学習者に焦点を当てた目標設定のみとしていたが、有識者の方から意見をいただき、学習支援者のボランティアも教室における学びや気づきがあり、そういった気づきや学びを豊かな共生社会の実現に向けて発信共有することも、もう1つ大きな視点からの目標として掲げることとしたいと考えている。骨子案からの変更点については、以上である。

次に、学習機会の現状についての図は2月に示したものになるが、森末委員からの、現在実施している学習機会にはどのくらいの人数が参加しているのかとのご質問を踏まえ、およそその人数ではあるが追記した。日本語がほとんど話せない方を対象とした「基礎レベルの日本語教室」や「生活日本語コース」は、日本語教師の方が講師となって実施している教室になるが、それぞれの定員は年間約200人弱から250人程度となっている。また、識字・日本語教室は、前回申しあげたとおり、ボランティアの学習支援者によって成り立っている教室ということであり、教室により多少差はあるが、学習者の数はモデル教室を除くと、1教室10人前後から、多くても20人前後となっている。なお、この人数は登録者数をベースにしているが、正確な数字というよりは、あくまでもボリューム感をつかむための目安ということでご理解いただければと思う。

最後に3点目、施策の対象をどう考えるかという点についてである。2月の教育委員会会議の際に、各委員から識字・日本語教育の範囲・対象が非常に広いことから、行政施策としてどこにターゲットを絞るのかということをしつかりと整理しないといけないという意見をいただいた。それを受け、現状の識字・日本語学習機会を対象別にまとめた図である。まず

左側の縦軸で対象を分類し、本市で実施している各教室がどの層に対応しているかを示した。横軸については、まず入門・初級レベルの学習者を対象に、基礎的・系統的に日本語を学ぶ機会を提供した上で、学習支援者との交流を通じた識字・日本語教室などに接続して継続的に学習を進めていくというイメージに沿い、この2つに大別をしている。白抜きの枠に黒字で示したものが、本市が実施している教室となっている。そのほか、本市以外で実施されている日本語学習機会については、色つき・網掛けの枠に白抜きの文字で現状を示している。太い枠囲みをしている部分を、本基本方針の施策の対象と考え、空白の部分が現状不十分で足りていない部分ということで、次の「今後の方向性案」では、空白、隙間を埋めていかなければならないというイメージで作成をしている。この分類については、便宜的・累計的に分類したものであり、細分化はできていないが、2月に大竹委員からご指摘のあった、「取りこぼされるところがないか」を確認するイメージとして捉えていただければと思う。まず「現状」であるが、上段のいわゆる高度外国人材など、文化庁の示す6段階の日本語の習熟度でいうと上の3つ、おおむねB2からC2レベルであると考えられる方々については、そもそも本基本方針の対象外と考えるが、来日前の日本語教育や企業内教育、あるいは大学や日本語学校等で、学習の機会が現状、一定程度充実していると考ええる。その下の、国際化の進展による新たな外国人材のうち、企業等に属する就労者の方々については、一義的には本国等での日本語教育、また属する企業に日本語教育の機会を提供する努力義務があるところであるが、実際には、それらが十分に行われているとはいえず、国際交流センターで実施されている「仕事のための日本語」講座や、教育委員会や国流センターで実施している入門・基礎レベルの教室、また地域の「識字・日本語教室」にも入門・基礎レベルの就労者の方が参加しているというのが現状となっている。そのほか、企業に属さない就労者の方や、定住者・永住者・家族帯同の方なども含め、成人の方に関しては、行政以外の、市民グループにつながったり、あるいは日本語学校等に行ったりというケースもあるが、学習機会を得られていない方々もいるということを空白部分で示しているところである。また、学齢期の子どもたちについては、本市立小・中学校の在籍児童・生徒に対しては、既に指導部で、学習言

語習得も見据えた日本語指導、学習支援などの取組を実施しているので、本方針では対象外としつつ、それらの取組との連携を図ることとしたい。また、本市立学校以外の学校に在籍している就学年齢の子どもについても、一定の対応がなされていると考えられるが、不就学状態の子どもがいる可能性もあり、また母国で義務教育を修了後に来日した子ども、いわゆるダイレクトの子どもたちについては、一部国際交流センターで実施している事業等はあるが、施策としては十分とは言えないというのが現状だと考える。また、中学校夜間学級については、本来は義務教育未修了者やいわゆる形式卒業者等を受入れ、中学校教育を行う場であるが、基礎的な日本語習得を目的とした外国人労働者等が在籍しているという現状もある。

このような現状を踏まえつつ、今後あるべき姿としてはどうなのかということを検討したものが「今後の方向性案」の資料になる。企業等に属する就労者に対しては、企業等への働きかけ等により、来日前の教育や企業内教育が充実していけば、本市の施策として実施する入門・基礎レベルの教室については、企業等に属さない就労者、あるいは家族帯同の方々を対象としつつ、そのニーズに見合った規模や方法で実施していくこと、また、主に入門・基礎的な日本語を身につけた方を、ボランティアが中心となって交流を通して学ぶ識字・日本語教室で受け入れられるよう、その規模についても検討していくこと、その結果、中学校夜間学級には一定の基礎レベルの日本語を習得した方に入学いただくようになることなどをめざしていけばと考えているところである。子どもの中でも特にダイレクト、中学等と書いた欄になるが、これから検討が必要になっていく領域かと思っているが、本市の庁内組織「多文化共生施策推進本部会議」の下に部会を立ち上げ、庁内で新たな施策について検討していければと思っている。

また、「今後の方向性案」の表については、右側に直接的な学習機会の提供以外に、例えば企業内の日本語教育の促進や、日本語教育機関の認定制度、日本語教師の資格制度の整備など、学習環境の充実に向けて、国や府・本市内部も含めて、関係する機関や連携先について記載している。国の取組内容については一部を記載しているが、国の定めるロードマップに基づいて進められるこのような取組の成果も活用していくというスタンスになるかと考え

る。また、本市も参加しており、大阪府において、官民連携した取組の重要性から、昨年9月に OSAKA 外国人材受入促進・共生推進協議会が立ち上げられ、企業と連携した日本語教育等についても検討されることと考える。具体的な施策内容については、今後の予算要求の問題ともなっていくので、本基本方針作成の後、先ほど申し上げた部会で検討していけたらと考える。

質疑の概要は次のとおりである。

【平井委員】 日本語を学習する側の多様性が増すのと同時に、指導者の多様性も増すと思います。文化庁は、この日本語の教員の資格のハードルを下げようですが、待遇面はコメントされているのでしょうか。ですから、現在、待遇面がネックになって日本語教師の成り手が不足するようですので、他府県の事例も集められて、可能な限りリスクマネジメントしていったほうがよいと思います。海外ルーツの児童・生徒は大阪と神戸が増えているのは自明ですから今のうちから日本語教員の確保が可能になるような仕組みづくりが急務と考えます。

【飯田生涯学習部長】 はい。

【栗林委員】 いま平井委員がおっしゃったことは、これまでの案件、議論と合わせて、非常に本質的に重要なことをおっしゃったと思うのですが、私もこの取組については、日本は非常にこれまで遅れてきていて、国全体として、認識も同じくらいではないかと思っています。国全体、日本が弱体化していくのではないかと今言われていることも、そのポイントの一つになっていると思うのです。国の対応を見ていても、やります、やりますとおっしゃっているけれど、予算をいくらつけたらいいのかと。予算をつければ何とかなるのというような、まるでもう他人事みたいなことが文化庁でもあるのですよ。それで、私は今の説明にもありましたけれども、ぜひこの取組に、我々も含めてみんなで一生懸命やっていく必要があると思うのです。それで、平井委員がおっしゃった話に戻るのですが、その一生懸命やっていくというポイントは、では何なのかというと、人材とお金なのです。平井委員はそ

れを待遇と、そのカバーする人の領域というふうな言い方でおっしゃいましたけれども、これまでの日本に来ているあの人たちの、同じアジアでもインドネシアなど、ものすごくたくさん来られるとか、ベトナムもそうですし、そういう人たちもかなりの人数が入ってきたりというようなことがあって、この間、森末委員がおっしゃった、数はどうなっているのというお話も、あくまで概数ですというふうに言っているのですけれども、あくまで概数という割には数が細かく出ているのですよね。だからこれは概数という言い方ではなくて、いま集計できるのを挙げさせていただいていますけれども、現状という形で、その挙げた数の人たちがみんな対応しているのか、最後まで対応することになるのかというのは、現状はまた異なってきますという指摘をしたほうがいいのではないかと考えて聞いていました。いずれにしても、ここは予算の問題とも絡んでくるのですけれども、新しい市長さんになられて、これから起こってくる中で、国全体をどこかの都市がやはりリードしていく必要があるのだと思うのです。私は、平井委員がおっしゃっていますこととも非常に関連するのですけれども、大阪はやはり頑張ってもらいたいと思っています。東京は東京で頑張られるかもしれませんが、やはり引っ張っていくエネルギーみたいなものがどこから出てこない、国がやはりしっかりと対応していく、みんなでもやっていくという雰囲気をつくるようなことになったらいいと思います。今申しあげたような、平井委員がおっしゃったことについて、人材とお金です。どういうケアをするのか、この点については、やはりみんなでできることをしっかりと見つめてやり直していく必要があると考えます。だからその辺りを大きく期待していますし、お手伝いできればと思います。引き続きよろしくお願いいたします。

【大竹委員】 日本全体が少子化していく中で、外国の方が非常に多く入ってきます。しかも、そういう中で、やはりコミュニケーションを取るための識字と言いますかね、日本語をしっかりと学んでいただくというのは、日本全体としての国策としては極めて重要なことだと思います。いま栗林委員も言われましたけれども、そういう意味で、前回の2月のときに非常に対象者も多岐にわたるし、それを教える側も民間から一般的に公と言われる機関もあるということで、この対象をどうするのか、それについてどういうふうな内容をやってい

くかとお聞きしました。今回はこの「現状」と「今後の方向性案」の中での違いというのは、それぞれのところで、関係機関・連携先というところがあるので、要は、どういうところがその責任を持って施策をきちんと見るのかと。なかなか全体をこちらで見るということは難しい面もあるのですが、一つ一つのそれぞれの講座の内容であるとか、その進捗具合、人の手当、予算の問題も含めて、やはり実施機関がこれだけ多岐にわたるので、そういう面では、どの部署が責任を持ってもらうかを前回議論させていただきました。今回も非常に複雑過ぎてなかなか難しいなという気はしますが、一応土俵に乗ってきたので、ぜひ今言ったように、日本全体、将来を考えると、外国の方が入ってくるということは、もうこれは避けられないと思いますから、その中でコミュニケーションがしっかり取れないとやはり問題がまた出てくるということなので、ぜひそれぞれの施策の内容、それから、それをどこが責任を持ってやるのか、こういったことを常に意識して、また検討していただければありがたいと思います。

【森末委員】 ちょっと細かいところで恐縮ですけど、「今後の方向性案」のほうの一つ目、ダイレクトということで、「新たな事業の検討が必要となる領域」と、こう書いておられますね。これがよく分からなくて、その上の入門・基礎レベルの教室というのが、ここを取り込むということができないのか。できない理由は何なのかとかね。それで右側の識字・日本語教室、これは多少難しいレベルなのでしょうけれど、これがこのダイレクトの方に少し延びていけないのかとかね。そんな何か要件的に難しいのかなというのがまず1点です。もう1点は、一番下の外国人・日本人というところで、義務教育未修了者のところの、入門・基礎レベルのところがどこにも対応していないように見えます。「今後の方向性案」の方がね。「現状」の方は中学校夜間学級が一応カバーしていますよとなっていたのが、今度はカバーしませんよとなっていて、なぜなのか分かりませんので細かいところですけど、少し教えてください。

【飯田生涯学習部長】 まず1点目の、ダイレクト、不就学の子どもたちというあたりが、上の入門・基礎レベルの教室なり、識字・日本語教室でカバーできないのかというところ

ろですが、一定程度はできるのかとは思っているのですが、例えば、高校を中退した子なり、高校生年齢相当の子であれば、大人の教室に入ってきてというところもあると思うのですが、不就学の子どもさんであるとか、中学校を卒業したばかり、義務教育を終わったばかりという子どもさんたちというのは、また違うアプローチの仕方があるかと考えておりますし、大体がこの教室が週1回だけの教室となっていて、もう少し集中的に学ぶ環境も必要でありましょうし、また、これから仕事をしていくためにはどうしたらいいとか、今後自分の人生をどう考えたらいいとか、視点が変わってくるところがあると思いますので、また違ったアプローチの仕方というのにも必要なのかなと。一定程度は受入れ可能だとは思いますが、全てをカバーはできないのかなと考えているところです。2点目の、中学校の夜間学級のところですが、基本的には中学校教育、教科学習をするのが夜間学級の元々の目的ということになりますので、日本語学習を目的とするというのはちょっと違うのかと思っておりまして、日本語習得を目的とする方は、まずその上にあります、入門・基礎レベルの教室で学習をしていただいた上で、中学校教育、教科学習をするために中学校夜間学級に入っていたくというのがあるべき姿なのかと思って、「方向性案」の図はこのように書いているところです。

【森末委員】 では2点目の、いま灰色になっているところですね。これについては、これは現状でも未修了者だから、別に子どもも大人も含まれているのですかね。

【飯田生涯学習部長】 はい。

【森末委員】 そうすると、それぞれの年齢のところに応じたものをやってくださいよという趣旨ですか。

【飯田生涯学習部長】 そうですね。上のほうの入門・基礎レベルの教室でカバーをしたいという。

【森末委員】 そういう趣旨ですね。はい。分かりました。そう書いたほうが分かりやすいのですが、すみません、ということですね。やらないという趣旨ではないのですね。

【飯田生涯学習部長】 はい。

【森末委員】 実際には、中学校夜間学級は中学校教育に特化、特化というか本来の目的に戻ると。ただ、すぐに戻れないので、ちょっとどうかなという話ですね。はい。分かりました。その新たな事業が必要となる、そのダイレクトのほうですけど、そうすると、これはどこがこの新たな事業を立ち上げるのかということになってきて、右に行くと、教育センター、教育委員会生涯学習担当、経済戦略局、市民局、区役所、全部所管しているということになるのですかね、この図で言うとかね。

【飯田生涯学習部長】 はい。

【森末委員】 こども青少年局もあるのですか。だから、とすると、どこがどう音頭を取ってやるのかというのが少し分らないです。今どんなイメージでおられるのですか。

【飯田生涯学習部長】 本当にここはこれからの検討というところで、手探りですというのが正直なところなのですが、庁内で今ここに挙がっているような部局で部会を立ち上げて、夏ぐらいからは検討していこうということで進めておりますので、その場でどこが何をやるのかということを実際に一から検討していくようなことになるかと思います。現在、国際交流センターで、「こどもひろば」というのがありますので、そこでの取組状況も教えていただきながら、例えばそれを広げていけるのか、違うところでまた違う形でやるのかとかいったところも考えていけたらと思っています。

【森末委員】 はい。分かりました。ありがとうございます。

【平井委員】 全体的に見ると、応急処置的に見えますが。

【飯田生涯学習部長】 はい。

【平井委員】 スピード感が遅過ぎる気がします。首都圏で起きていることは数年後に関西に来る可能性が高いのですから、首都圏の湾岸エリアを中心にして海外ルーツの児童・生徒が急増している状況も鑑みて、どのような課題が起きているのかおさえておかれることが得策ではないでしょうか。

【飯田生涯学習部長】 ありがとうございます。先ほどおっしゃっていただいた、指導者側の多様性と、入ってくる側の多様性と両方ご指摘をいただいたと思っております。他都

市の方針というところでは、今私たちも参考にさせていただいているのですけれども、具体的にどんな施策を打っていつているかというところも含めて、しっかりと検討してまいりたいと思います。ありがとうございます。

【多田教育長】 それでは先ほどの説明の中にもありましたように、次は、素案にまとめてご議論いただくということになるかと思います。本日は様々なご意見も頂戴いたしました。非常に変化が激しいといえますか、すごく動きの早い分野で、かつ大阪の状況もますます非常に厳しくなっているかと思っておりますので、最終的にはどの部署が責任を持ってしっかりとその施策に取り組むのかというようなことも考えた上で、庁内調整も並行して進めることとなりますので、また折々ご相談申し上げて、その場でいただいたご助言なりご指導なりについても対応をしながら進めていきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

協議題第 12 号「第 41 回大阪市学校適正配置審議会の報告等について」を上程。

近藤学校環境整備担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

去る 3 月 30 日に開催した、第 41 回学校適正配置審議会の審議内容の報告及び、それを踏まえた今後の進め方について説明する。まず、会議の内容の報告の前に、本審議会の概要について簡単に紹介させていただきたい。「学校適正配置審議会」は、学校の規模や配置の適正化に関し、重要事項の調査審議及び具体的な施策について教育委員会に対し意見を具申することを目的に設置しており、現在、教育分野をはじめ、学識経験者・PTA・地域団体の代表など、13 名の委員で構成されている。

今回の審議会においては、「大阪市の中学校の現状と課題について」が議題となった。このテーマが議題となった背景を少し説明する。平成 15 年に、長年の少子化傾向により児童生徒が減少した結果、学校の小規模化がかつてない規模・形態で進行していたことから、審議会に今後の学校適正配置の進め方について諮問し、特に小規模化の傾向が顕著であった小学校の配置の適正化の進め方について、これまで 3 回答申をいただいた。そして、3 回目の答

申となる、平成 22 年答申において、今後の課題として中学校の小規模化の進行及び中学校の適正規模等の考え方に関する整理について言及があり、また前回の第 40 回審議会において、中学校の状況について考えていく時期に来ているといった議論もあり、今回の第 41 回審議会において、議題となったところである。

具体的な議事内容について、①中学校の現状について、生徒数が昭和 54 年度と比較して半減し、全学年単学級の学校が増加傾向にあるなど、中学校においても小規模化が進行している現状について、事務局より説明した。それに対し、委員より、②質疑応答に記載の 2 点について質問があった。まず 1 点目、「小規模化に伴う実際の教育活動への影響は？」という質問については、思春期に入る中学生でクラス替えができないことの影響が大きいことをはじめ、部活動や学校行事への影響、教員の校務分掌の負担増などの影響があることを説明した。2 点目、「中学校の適正配置を進める上での課題は？」という質問については、中学校では、学校の適正規模、適正配置の取組の基準等について未整理の状態であること、一方で、小学校については、条例改正など、考え方やルールの整理を行ってきたことを踏まえると、中学校についても議論に着手する必要があると考えていることを説明した。委員からは、主な意見として、審議会で進めてきた小学校の議論を踏まえつつ、中学校の特性を踏まえた検討が必要であるといった意見があり、議論の結果、④「審議会のまとめ」のとおり、審議会にワーキンググループ会議を設置し、中学校の適正配置に係る課題について検討を進めること、その結果を意見書として教育委員会に提出することが決定された。これを受け、2、「今後の進め方」であるが、審議会に設置するワーキンググループ会議において、先ほど報告した審議会での意見を踏まえ、「主な論点」に記載の 3 点を中心に検討する予定としている。

①小学校との特性の違いを踏まえた中学校における教育的課題、②中学校における望ましい学級規模、③小学校における進め方の検証も踏まえた中学校における統合に係る意思形成のプロセス、この 3 点を主な論点として検討する予定としている。具体的な検討を進めるにあたり、「事前に他の自治体の取組も調べて検討に生かすように」といった意見もあり、そういった意見も踏まえて進めていきたいと考えているが、そのほかに、このような論点も必要

ではないかといった意見等をいただけたら、事務局より審議会にも伝えたいと考えている。

スケジュールについては、6月から11月にかけてワーキンググループ会議で議論し、12月頃を目途に意見書が提出される予定としている。意見書が提出されたら、教育委員会会議で改めて時間をいただき、報告したいと考えている。その後、事務局において意見書の内容を踏まえて、実務的な検討作業に着手し、令和6年度には、状況に応じて中学校の適正配置に必要な規定整備等を図りたいと考えている。

最後に、小学校における適正配置の状況について、記載の4点について報告を行った。

質疑の概要は次のとおりである。

【平井委員】 この学校の適正化は、ダウンサイジングの問題で、少子化を主要因にまとめていますが、現場の声は十分に反映されているのでしょうか。学校によって、文化や風土が異なるので、対応方法も当然変わってくると思うので適切なヒアリングと合意形成が不可欠ではないでしょうか。

【近藤学校環境整備担当部長】 はい。

【平井委員】 校長から実態を聞き取るだけでなく、最適解があれば発言していただくような風土があればよいと思います。

【近藤学校環境整備担当部長】 はい。ありがとうございます。検討に当たりまして、学校サイドのご意見等々も踏まえて進めてまいりたいと思います。

【平井委員】 併せて、エリアによっても特性があるはずですから、そういったものも尊重しながら対応することが求められると思います。

【近藤学校環境整備担当部長】 分かりました。

【森末委員】 小学校の場合は、同一中学校区が原則だったと思いますけれど、中学校の場合はもっと広がってしまいますね、統合した場合ね。その辺りについて、やはり影響というか、最小でできるようにするとか、その必要な観点が入っているかもしれませんが、部活動とかの荷物をいっぱい持って歩いたらすごく大変なので、そういう何か荷物を軽

くするような方策とか、かなり細かいことになってしまいますけれど、そんなことの観点を、副次的でも入れていただけたらと思います。

【近藤学校環境調整担当部長】 ありがとうございます。

【大竹委員】 学級数というようなことで文科省も方針を出していて、その1学級の生徒数というのをだんだん少なくしていつていると思いますが、何が最適なのかということがあります。学級数を増やそうと思ったら、例えば1学級あたりの人数を減らせば学級数は増えます。中学校の場合は、いろいろな科目も、ある程度小学校より内容が深くなってくるので、どれぐらいの生徒数が授業を教える側も教えられる側も一番いいのかという観点で、文科省はいろいろ数字を言っていますけれど、それとは別に、ぜひ審議会の中でも議題として、何かご意見がいただければありがたいと思います。

【近藤学校環境整備担当部長】 はい。

議案第51号「職員の人事について」を上程。

説明要旨及び議事概要については、大阪市職員条例第30条第5項の規定により非公表

議案第52号「職員の人事について」を上程。

上原教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本件は、中学校の主務教諭に対し、懲戒処分として戒告を行うものである。事実の概要について、当該教諭は令和5年1月31日、当時勤務していた中学校の美術室において、ニスのスプレー缶をストーブにかけたやかんの湯で温め、不注意により爆発させたというものである。補足であるが、気温が低くニスの出が悪いことから、出をよくするためスプレー缶を温めていたところ、生徒から質問があり、目を離していた際にスプレー缶が爆発し底が抜けて天井まで飛んだ。この爆発によりストーブが損傷し、天井の石膏ボードに穴が空き、天井に付着したニスと水滴が垂れ落ちて、生徒の制服や髪につくとともに、ニスの臭いで体調不良の訴えもあった。しかしながら、同校において、制服を洗濯する、洗髪するなどの処置を行

い、体調不良は放課後には回復したということである。教諭は、反省の弁を述べている。

質疑の概要は次のとおりである。

【栗林委員】 処分内容に異論があるということではないのですが、これは教諭がたまたま不注意でなってしまったという、ある種の事故のようなものだと思うのですが、こういうことが起こったときには、私の経験では、少なくとも最終的な責任者である学校の管理者、校長・副校長等に報告し、そしてそれを教育委員会にあげて処理するかということを経長の判断で決めていくとなっているのだろーと思っておりますけれども、本件に関しては、校長に今後指摘すべき事項があれば、注意等を行うということが通例であるかと思うのですが、この件については、どういうことになっているのでしょうか。

【中野教職員服務・監察担当課長】 聞き取りの中で、校長にこの教諭の日頃の行い等については確認しておりまして、ふだんは極めて真面目な勤務態度でしっかりした教員であることは確認しております。普段はこういうことを行っていない中で、寒い状況であって、生徒への対応の中で、質問が相次いだということもあって、こういった事故につながりましたことから、本人は非常に深く反省しておりますので、校長も今後もそうしたことがないようにということで、教員には結果の重大性につながりかねないということもございましたので、厳しく指導したということで確認しております。

【栗林委員】 そうすると、当該の教諭の方は、責任者にもしっかりとご報告なさっている、それを学校として全体に対応を図ってきているという、そういうことになっているという意味ですね。

【上原教務部長】 はい。そうでございます。

【栗林委員】 はい。それを知りたかったです。ありがとうございます。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

報告第18号「職員の人事について」を上程。

上原教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本件は、中学校校長及び教頭に対して行政措置として口頭注意を行うものであるが、マスコミでこの間報道されるなど、社会的関心が高い事案なので、行政措置の案件ではあるが報告をする。事実の概要について、中学校の部活動指導員が、令和元年度に同校吹奏楽部の部活動指導において、生徒の意思を確認せずに生徒の楽器を使用して、吹き口を替えずに実演指導をするなどの不適切な指導を行った。また、この事案に対する当時の校長及び教頭の対応に、十分とは言えない点が見受けられたというものである。令和2年6月に新型コロナ対策の部活動休止期間が終わり、同校吹奏楽部の活動が再開した際に、顧問である主務教諭は、生徒から令和元年度、当該指導員の指導の中で、楽器を吹かれてそのまま返されたとの相談を受けた。顧問から報告を受けた教頭は、コロナ対策として、これまでの指導方法を見直すよう当該指導員に指導したが、部活動再開以降、指導にはほぼ従事しておらず、訴えのあった行為も行われていないことから、申し出た生徒及び保護者等に対する対応方針の説明などは行わなかった。令和2年12月下旬、吹奏楽部の保護者会の後、顧問が別の生徒1名の保護者から、指導員が令和元年度に口の開け方の指導のため、生徒の私物の手鏡をくわえて、そのまま返したとの相談を受け、同日に顧問はその場にいた部活動部員4、5人の生徒に聞き取り、令和元年度に腹式呼吸を指導する際に、お腹を押さえて感覚を指導されたこと等を確認したため、教頭に報告をしたところである。教頭から報告を受けた校長は、翌年1月、吹奏楽部の関係者等に、訴えのあった指導方法が一般的なものかを問合せ、一般的な指導方法であるという見解は得たものの、同月、校長と教頭は当該指導員に対し確認を行い、事実をおおむね認めたため、改めて指導方法を改善するよう指導をした。令和3年2月に実施した体罰アンケートの回答内容に、吹奏楽部における部活動指導員の指導方法について訴えがなかったことから、生徒保護者に対して学校からの説明は行われなかった。令和5年3月28日、教育委員会から吹奏楽部元部員に対するアンケートを行ったところ、送付した75名中33名から回答があり、うち13名が令和元年度に、何らかの嫌と思ったり不快に感じたりしたこと

があると回答し、残り 20 名がないと回答し、また行為アないしエの 4 つの行為が確認をされた。指導を受けたときの気持ちについては、嫌だった、不快に感じたとのことであった。一方、レッスンだから、これが普通だと思っていたなどがあった。当該指導員は楽器が鳴るといふ成功体験を得ることで、初心者でも楽器を吹くことの楽しさを知ってほしいという思いから行った指導であると説明をしており、性的な意図については否定をしている。しかしながら、一連の行為は吹奏楽における指導法の 1 つであったとしても、生徒の受け止め方を踏まえると、今日的な部活動の指導法としては不適切だと考える。当該指導員は反省の弁を述べている。当該校長、当該教頭の対応については、令和 2 年 6 月に、生徒が顧問に行為アについて相談した際、指導員が当時ほぼ指導に従事していなかったこと等から、生徒及び保護者への対応方針の説明が行われず、その結果、生徒の気持ちに寄り添った迅速な対応ができなかった。また、令和 2 年 12 月には行為イないしエについて明らかになった際も、吹奏楽では普通の指導であると認識をし、生徒の思いを十分に受け止められず、生徒や保護者への対応や教育委員会への相談報告等、学校における対応に不足があった。校長及び教頭は、反省の弁を述べている。

報告第 19 号「職員の人事について」を上程。

川本総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本案件は、6 月 1 日付の人事異動に関するものである。国が示している標準準拠システムに令和 7 年度末までに移行することが各自治体に求められておりこの移行期限までに遅滞なく円滑に進めるため、学事担当に係長 1 名を新設するというものである。本市の人事異動スケジュールに合わせて本人内示を本日举行する必要があったことから、大阪市教育委員会教育長専決規則第 2 条第 1 項に基づき、教育長による専決処分を行ったので、同条第 2 項により報告するものである。新設した学事課担当係長には、感染症対策課担当係長である、永瀬欣之を充てる。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

(5) 多田教育長より閉会を宣告

会議録署名者

教育委員会教育長

教育委員会委員
